

Ⅶ その他制度等

防災出前講座

問合せ 危機・災害対策課 ☎ 03-5246-1092



町会やマンション、事業者等（区内在住または在勤の方）から、防災に関する講座を承ります。「地震・水害から身を守るには」、「家族との連絡方法について」など様々なテーマで、区の防災普及指導員が講師として講話を行います。

住居確保給付金

問合せ 保護課 ☎ 03-5246-1158

離職、自営業の廃止、やむを得ない収入の減少や休業等により経済的に困窮し、住まいを喪失または喪失するおそれのある方を対象に、家賃に充てるための費用を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

●対象者

離職等の日から2年以内(要件にあてはまる場合は4年以内)、またはやむを得ない収入の減少や休業等の日において、その属する世帯の生計の主たる維持者であり、申請時の世帯の金融資産の合計が基準以下である方等

※受給中は決められた求職活動等を行う必要があります。

●支給額

単身世帯	53,700円(上限額)
2人世帯	64,000円(上限額)
3～5人世帯	69,800円(上限額)

※原則、不動産業者または大家等の口座に直接振込みます。

※6人以上の世帯については、お問い合わせください。

●支給期間

原則3か月、一定の要件により延長できる場合があります。

マイホーム借上げ制度

問合せ 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI) ☎ 03-5211-0757



原則、50歳以上の方の所有する空き家となった住宅を、JTIが借上げ、主として子育て世帯等に転貸する制度です。詳しくは、JTIのホームページをご確認ください。

住宅性能表示制度

問合せ 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 ☎ 03-5229-7440



「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するためつくられた制度です。

住宅の性能(構造耐力、省エネルギー性、遮音性等)について、共通のルール(表示の方法、評価の方法の基準)を設け、住宅の性能比較を容易にするとともに、住宅の性能に関する評価を客観的に行う第三者機関を整備し、評価の信頼を図ります。

安心R住宅

問合せ 国土交通省 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)

☎ 03-5253-8111(代)

※登録事業者団体に関する相談等

国土交通省 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)

※制度全般について

各登録事業者団体(国土交通省のホームページよりご確認ください)



耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が「安心R住宅」のロゴマークを付与しています。

安心R住宅付与の要件に、「安心」「きれい」「わかりやすい」の要件をもうけているため、既存住宅を安心して購入する目印となります。

